目

次

 $\bigcirc$ 0 0 0 0 0 0  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 0  $\bigcirc$ 恩給法 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法 戦傷病者 戦傷病者 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律 戦傷病者 恩給法の一 恩給法の一 恩給法の一部を改正する法律 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 旧軍人等 (大正十二年法律第四十八号) 戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律 戦 戦 の遺族に対する恩給等の特例に関する法律 部を改正する法律 没者遺族等援護法等の一部を改正する法律 没者遺族等援護法 部を改正する法律 (昭和二十一年法律第三十一号)による改正前の恩給法 (昭和二十七年法律第百二十七号) (昭和二十九年法律第二百号) (抄) (昭和二十八年法律第百五十五号) 抄 (昭和四十一年法律第百九号) (昭和三十一年法律第百七十 (昭和三十年法律第百四十四号) (昭和二十八年法律第百八十一号) (昭和四十六年法律第五十一号) (昭和四十五年法律第二十七号) (昭和二十五年法律第二百五十六号) (抄) 抄) (抄) 七 号) (抄) (大正十二年法律第四十八号) 沙 (抄) 抄) 抄 抄 抄 7 6 6 5 5 3 3 2

○ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号)(抄)

(特別給付金の支給及び権利の裁定)

第三条 には、 離婚の届出をしていないが、 平成三十三年四月一日において戦傷病者等の妻 特別給付金を支給する。 ただし、 事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く。 次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。 (婚姻の届出をしていないが、 事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含み であつて同日において日本の国籍を有していた者

・女ゴン

(略

2 (略)

 $\bigcirc$ 恩給法の一部を改正する法律 (昭和二十一年法律第三十一号) による改正前の恩給法 (大正十二年法律第四十八号) 抄)

第十九条 本法ニ於テ公務員トハ文官、 軍人、教育職員及警察監獄職員並第二十四条ニ掲クル待遇職員ヲ謂

② 本法ニ於テ公務員ニ準スヘキ者トハ準文官、準軍人及準教育職員ヲ謂フ

○ 恩給法(大正十二年法律第四十八号) (抄)

第七十五条 扶助料ノ年額ハ之ヲ受クル者ノ人員ニ拘ラス左ノ各号ニ依ル

(略)

公務員公務ニ因ル傷痍疾病ノ為死亡シタルトキハ前号ノ規定ニ依ル金額ニ退職当時ノ俸給年額ニ依リ定メタル別表第四号表ノ率ヲ乗ジタル金

三 (略)

額

②・③ (略

○ 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)(抄)

第二十九条の二 う。 翌月から その者又はその遺族に対し相当の恩給を給するものとする。 )がその拘禁中に自己の責に帰することができない事由により負傷し、 (一時金たる恩給にあつては、 又は疾病にかかつた場合と同視することを相当と認めたときは、 改正前の 旧勅令第六十八号第八条第一項に規定する抑留又は逮捕により拘禁された者 当該拘禁が解かれた時において)給するものとする。 ただし、 拘禁されている者に給する恩給は、 その者を在職中に公務のため負傷し、 又は疾病にかかつた場合において、 (在職中の職務に関連して拘禁された者をい 当該拘禁が解かれた日の属する月の 裁定庁がこれを在職中に公務のた 又は疾病にかかつたものとみな

(戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受ける者がある場合の扶助料給与の特例

第三十五条の三 11 限に達しているときは、 昭和三十年法律第百四十四号) の年額に相当する年額に改定するものとし、 扶助料の ての最短恩給年限に達しているものとみなし、その公務員の遺族に対し、 年 額に相当する金額の扶助料を給するものとする。 公務員 (公務員に準ずる者を含む。 昭和二十八年四月分以降その公務員の遺族が受ける扶助料の年額を恩給法第七十五条第一項第 附則第十一項の規定により弔慰金を受ける者がある場合においては、当該公務員が普通恩給についての最短恩給年 当該公務員が普通恩給についての最短恩給年限に達していないときは、 以下本条において同じ。)の死亡につき戦傷病者戦没者遺族等援護法の 昭和二十八年四月から恩給法第七十五条第一項第二号に規定する場合 当該公務員が普通恩給につ 一号に規定する場合の扶助 部 を改正さ 立する法: 律

2 (略

恩給法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百号)(抄)

0

附則

1~3 (略)

4

公務員 号) (戦傷病者戦没者遺族等援護法の一 附則第二十項の規定により遺族年金又は弔慰金を受ける者がある場合においては、 (公務員に準 ずる者を含む。 部を改正する法律附則第二十項の規定による遺族年金又は弔慰金を受ける者がある場合の扶助料給与 以下同じ。 の死亡につき戦傷病者戦没者遺族等援護法の 当該公務員が普通恩給についての最短恩給年限に達して 部 を改正する法 律 (昭和二十八 年 -法律第百八十 Ō 特 例

るものとみなし、 するものとし、 いるときは、昭和二十八年四月 て同じ。)分以降その公務員の遺族が受ける扶助料の年額を恩給法第七十五条第一項第二号に規定する場合の扶助料の年額に相当する年 当該公務員が普通恩給についての最短恩給年限に達していないときは、 その公務員の遺族に対し、 (公務員が昭和二十八年四月一日以後死亡した場合においては、その死亡の日の属する月の翌月。 昭和二十八年四月から恩給法第七十五条第一項第二号に規定する場合の扶助料の年額に相当する金額 当該公務員が普通恩給についての最短恩給年限に達してい 以下本項 額に改正 に

5~10 (略)

0)

扶助料を給するものとする。

 $\bigcirc$ 旧 軍 人等 の遺族に対する恩給等の特例に関する法律 (昭和三十一年法律第百七十七号) (抄)

(扶助料給与の特例)

## **第三条** (略)

2

0 五十五号附則第十三条第二項に規定する扶助料については上段の率、 七十五条第一項第一号に規定する場合の扶助料の年額に相当する金額に退職当時の階級により定めた別表の率 前 その年額が百四十二万七百円に調整改定率 数があるときはこれを切り捨て、 頭の規定の適用により旧軍人等の遺族に対し法律第百五十五号附則の規定による扶助料を給する場合における当該扶助料の年額は、 五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。 (恩給法第六十五条第二項に規定する調整改定率をいう。) を乗じて得た額 (その額に五十円未満 その他の扶助料については下段の率)を乗じて得た金額の年額とする。 未満であるときは、 (その率が二あるときは、 当該額とする 恩給法第 法律第百 ただ

3 (略)

○ 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)(抄)

(軍人軍属等)

第二条 この法律において、「軍人軍属」とは、左に掲げる者をいう。

(略)

者及び第三項第六号に掲げる者を除く。) もとの 陸軍又は海軍 部 内 0 有 給の )嘱託員、 雇員、よう人、工員又は鉱員 (死亡した後において、 死亡の際にそ及してこれらの身分を取得した

三・四 (略)

2~5 (略)

(在職期間)

第三条 この法律において、「在職期間」とは、左に掲げる期間をいう。

一 (略)

までの期間及び昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて復員するまでの期間 前条第一項第二号に掲げる者については、 昭和十二年七月七日以後、 事変地又は戦地における勤務を命ぜられた日から当該勤務を解かれた日

三・四 (略)

2 (略)

(遺族年金及び遺族給与金の支給)

第二十三条 次に掲げる遺族には、遺族年金を支給する。

在職期間内に公務上負傷し、 又は疾病にかかり、 在職期間内又は在職期間経過後に、これにより死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の

遺族

二·三 (略)

して負傷し、又は疾病にかかり、 昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間に第七条第三項に規定する地域における在職期間内において事変に関する勤務に関 在職期間内又は在職期間経過後に、これにより死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺 族 (前三号に掲

げる遺族を除く。)

Ŧī. までに掲げる遺族を除く。) 軍 第七条第六項に規定する地域における在職期間内の次に掲げる負傷又は疾病により、 人軍属であつた者 (改正前の恩給法第二十一条に規定する軍人及び準軍人並びにこれらの者であつた者を除く。) の遺族 在職期間内又は在職期間経過後に死亡した軍人軍属又は (第一号から第三号

イ 昭和十六年十二月八日以後における戦争に関する勤務に関連する負傷又は疾病

昭和二十年九月二日以後における負傷又は疾病で厚生労働大臣が戦争に関する勤務に関連する負傷又は疾病と同視することを相当と認める

も の 口

六~十一 (略)

2 次に掲げる遺族には、毎年、遺族給与金を支給する。

公務上負傷し、 又は疾病にかかり、これにより死亡した準軍属又は準軍属であつた者の遺族

二•三 (略)

兀 族 昭和十二年七月七日以 (前三号に掲げる遺族を除く。) 後に準軍属としての勤務に関連して負傷し、 又は疾病にかかり、 これにより死亡した準軍属又は準軍属であつた者の遺

五~九 (略)

 $\bigcirc$ 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律 (昭和二十八年法律第百八十一号) (抄)

附則

1 19 (略)

20

定を準用する。 は、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による遺族年金及び弔慰金 亡を公務上の負傷又は疾病による死亡と同視することを相当と認めたときは、 軍 属であつた在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより当該拘禁中に死亡した場合を除く。)で、 日 本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により拘禁された者(以下「被拘禁者」という。)が、当該拘禁中に死亡した場合 (第三十四条第一項の規定により支給するものをいう。) に関する規 その者の遺族に遺族年金及び弔慰金を支給する。この場合において かつ、 厚生労働大臣が当該死 (被拘禁者が軍人

27

(略)

 $\bigcirc$ 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律 (昭和三十年法律第百四十四号)

(抄

附則

1 10 (略)

11 軍人軍属又は軍人軍属であつた者が、 今次の終戦に関連する非常事態に当たり、 軍人軍属たる特別の事情に関連して死亡し、 戦傷病者戦没者遺

その遺族に遺族年金及び弔慰金を支給する。この場合においては、 族等援護法第四条第一項に規定する審議会等において公務による負傷又は疾病により死亡したものと同視すべきものと議決した場合においては、 同法の規定による遺族年金及び弔慰金 (第三十四条第四項の規定の適用によら

12 18 (略)

ないものをいう。

)に関する規定を準用する。

 $\bigcirc$ 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律 (昭和四十五年法律第二十七号) (抄)

附則

(遺族年金等の支給の特例)

第五条 る行為に関連するものであることが明らかでないと遺族援護法第四条第一項に規定する審議会等が議決した場合に限る。 条各号、大赦令 規定による遺族年金 含む。) しくは戦地における在職期間内の行為に関連して当該事変地若しくは戦地において死亡した場合においては、当該死亡が同法第二十三条第一項の 軍人軍属が遺族援護法第四条第五項に規定する事変地若しくは戦地における在職期間内に死亡し、又は軍人軍属であつた者が当該事変地若 の支給事由に該当する場合を除き、その遺族に遺族年金を支給する。 (昭和二十一年勅令第五百十一号)第一条各号及び大赦令(昭和二十七年政令第百十七号)第一条各号に掲げる罪以外の罪に当た (戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律 (昭和三十年法律第百四十四号) ただし、当該死亡が大赦令 (昭和二十年勅令第五百七十九号) 附則第十一項の規定による遺族年金を 第一

2·3 (略

 $\bigcirc$ 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律 (昭和四十六年法律第五十一号) 抄)

附則

(遺族年金等の支給の特例)

第七 関連して死亡し、 条 軍人軍属が昭和二十年九月二日以後遺族援護法第四条第二 又は軍人軍属であつた者が同項に規定する事変地若しくは戦地若しくは同項に規定する戦地であつた地域における在職期間内の 一項に規定する戦地であつた地域において在職期間内に軍人軍属たる特別 の事情に

二十七年政令第百十七号) だし、当該死亡が大赦令 三十年法律第百四十四号) 行為に関連して同 護法 0 部 を改正する法律 日以後当該地域において死亡した場合においては、 (昭和二十年勅令第五百七十九号) 第一 附則第十一項の規定による遺族年金を含む。 条各号に掲げる罪以外の罪に当たる行為に関連するものであることが明らかでないと遺族援護法第四条第一項に規 (昭和二十八年法律第百八十一号) 第一条各号、 附則第二十項及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の 当該死亡が同法第二十三条第一項の規定による遺族年金 )の支給事由に該当する場合を除き、 大赦令 (昭和二十一年勅令第五百十一号) その遺族に遺族年金を支給する。 第 一条各号及び大赦令 部を改正する法律 (戦傷病者戦 没者 (昭 昭 た 和 遺

2 · 3 (略)

定する審議会等が議決した場合に限る。

 $\bigcirc$ 旧 令による共済組合等 からの年金受給者のための特別措置法 (昭和二十五年法律第二百五十六号)

(旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務の承継)

連合会は、 この法 律施行の日において、 旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務を承継する。

2 ときは、 に基く主務大臣の措置により消滅したものを消滅しなかつたものとみなして、 た、又は負担すべきであつた年金支給の義務で陸軍共済組合令及び海軍共済組合令廃止の件 連合会は、 当該一時 この法律施 金の限度において、 行の日において、 連合会が承継した年金支給の義務 旧陸軍共済組合が旧陸軍共済組合令 (昭和二十六年一月以後の期間に係る年金支給の義務については、 承継する。 (昭和十五年勅令第九百四十七号) 但し、 (昭和二十年勅令第六百八十八号) 当該主務大臣の措置に基き支給した一時金がある に基く命令の規定により負 附則第二 一項の規 第六条 定

3 日 までに履行されていないものは、 旧陸軍共済組合が前項に規定する主務大臣の措置により消滅した年金支給の義務に代るものとして負担した一時金支給の義務でこの その日において消滅したものとみなす。 法律施定 行の

規定による改

定後の年金支給の義務)

は、

履行されたものとみなす。

第七条の三 分以後、 支給の例により、 一十年三月三十一日までの間に戦時災害により職務上負傷し、 「長期給付」という。 旧 海軍 連合会は、 共済組合の組 当該年 旧 海軍共済組合の組合員 金 に関する規定の適用を受けていた者に限る。 に相当する年金を支給する。 合員で昭和二十年四月一日以後職務上の傷病により死亡したものの遺族に対して第三条の規定により支給する年金 (旧共済組合法の規定による退職年金、 又は疾病にかかり、これにより死亡したものの遺族に対しては、 以下この項及び次項において同じ。 障害年金又は遺族年金に相当する給付 で、 昭 和十六年十二月八日から昭 (以下第三項にお 昭和三十八年十月 和

連合会は 旧海軍共済組合の組合員であつた者のうち、 昭和十六年十二月八日から昭和二十年三月三十一日までの間における旧海軍共済組 合の

2

第三条の規定により支給する年金の支給の例により、当該年金に相当する年金を支給する。 その職務上 合員であつた期間内に戦時災害により職務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより旧海軍共済組合から公傷病年金の支給を受けていたもので 二十年四月一日以後公傷病年金の支給を受けることとなつた後その支給の事由となつた職務上の傷病によらないで死亡したものの遺族に対して の傷病によらないで同日までに死亡したものの遺族に対しては、 昭和三十八年十月分以 後、 旧海軍共済組合の組合員であつた者で昭

- 3 けていた者を除く。 より障害の状態となり、 .関する規定の適用を受けていたものとすれば第三条又は前二項の規定により年金の支給を受けるべきこととなるときは、 連合会は その者又はその遺族に対して、 旧海軍共済組合の組合員のうち、 で、 若しくは死亡し、 昭和十六年十二月八日から昭和二十年八月十五日までの間に戦時災害により職務上負傷し、 第三条又は前 又は障害の状態となつた後その職務上の傷病によらないで死亡したものが、 長期給付に関する規定の適用を受けなかつた者(恩給法(大正十二年法律第四十八号) 二項の規定により支給する年金の支給の例により、当該年金に相当する年金を支給する。 又は疾病にかかり、 旧海軍共済組合の 昭和三十八年十月分以 0 長期給付 適用を受 これに
- 4 規定を適用して得た仮定俸給を俸給とみなし、 前 三項の規定による年金の額は、 これらの年金を支給すべき事由の生じた月のその者の俸給につき、 同条第三項及び各年金額改定法の規定により算定した額とする。 第六条第 一項第一 一号及び各年金額改定法
- 5 前条第三項の規定は、 第一項又は第二項の規定による年金の支給について準用する。